

賃貸借契約書(案)

沖縄県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器（以下「機器」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って、機器の賃貸借を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 機器の品名、数量、設置場所 別紙1のとおり

(2) 条件 別紙2のとおり

(3) 賃借料 金 〇〇〇〇〇 円

〔 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 〇〇〇〇〇 円
(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項
及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出
したもので賃借料に10/110を乗じて得た額である。 〕

月額賃借料は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 金 〇〇〇〇〇 円）とする。

(4) 賃借期間 令和9年3月24日から令和14年3月23日までとする。

(5) 契約保証金の額 この契約に係る契約保証金は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除する。

（賃借料の支払）

第3条 乙は、月ごとに第2条第3号に定める月額賃借料をその月の翌月に、甲に対し書面により請求するものとする。

2 甲は、適法な支払請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。

3 甲は自己の理由により料金の支払を遅延した場合、乙に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、当該遅延が発生した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定に定める率を乗じて得た額に相当する遅延利息を加算して支払うものとする。

4 この契約等の期間の始期及び終期が月の途中に係る場合における、その月の賃貸借料の額は、次の算式により得た額とする。

(1) 始期が月の途中の場合 第1項の月割額 $\times \frac{\text{賃借を開始してから月末までの月の日数}}{\text{その月の日数}}$

(2) 終期が月の途中の場合 第1項の月割額 $\times \frac{\text{契約が終了または解除されるまでのその月の日数}}{\text{その月の日数}}$

※契約期間の最終月の場合は、第2章第3号の契約額の支払残額とする。

(消費税率改定に伴う留意事項)

第4条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

(権利義務の移転禁止)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(機器の移転)

第6条 機器を別紙1に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は、甲、乙協議の上行うものとする。この場合、機器の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(再委託の制限)

第7条 乙は、第8条に記載の内容を除き、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為につ

いて全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(機器の保守)

第8条 乙は、システムに伴う機器が正常に作動するよう以下の保守を行うものとする。

(1) 乙は、定期的な点検を実施し障害を予防する。

(2) 乙は、障害発生時には技術員を派遣し、甲の立会いの下、障害箇所の特定及びその復旧を行う。

(3) 乙は、復旧作業終了後、メンテナンスレポートを作成し、甲へ提出するものとする。

- 2 前項保守は以下の時間帯に行うものとする。

障害受付時間帯：週7日 24時間

障害対応時間帯：週7日 8:30～21:00

- 3 乙は前項の保守を沖縄県が別途契約する「沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末増設機器等運用支援業務委託」の委託業者に委託して行うものとする。

(善管義務)

第9条 甲は、機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(バージョンアップ)

第10条 甲は、ソフト販売業者から契約の範囲内でのバージョンアップの案内がある場合、遅滞なく乙へ通知するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、この契約に係る調達の手続に関して、苦情の申立てがなされた場合において、その処理結果が政府調達に関する協定の規定に違反していると認められたときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって乙に通知し、この契約を直ちに解除することができる。

(損害賠償)

第12条 甲の故意、又は重大な過失により機器に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償を請

求することができるものとする。

(立入及び秘密保持)

第 13 条 乙は、機器の搬入又は交換・修理等のために機器の設置された場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

2 乙又は、乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(個人情報保護)

第 14 条 乙は、本県委託業務契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(解約)

第 15 条 甲は、第 11 条の規定にかかわらず、自己の都合により、この契約を解除するときは、1 か月前に文書をもって乙に通知するものとする。

(アプリケーションソフト使用权)

第 16 条 この契約の終了又は契約の解除により、乙が甲に使用許諾したアプリケーションソフトの使用权は消滅する。

2 乙は、前項の使用权の消滅後、甲がアプリケーションソフトの著作権を有する者から使用权の設定を受けた場合、引き続きアプリケーションソフトを使用することができるよう、甲に協力するものとする。

(機器の返還)

第 17 条 この契約の終了又は契約の解除により機器の返還に要する荷造り及び運送の費用は、その返還が甲の責めに帰する場合のほか、乙が負担するものとする。

2 乙は、前項に基づき機器内部の記憶装置等を回収する際は、当該媒体を分解・粉碎・溶解・焼却・細断などによって物理的に破壊し、確実に復元を不可能とする措置を講じるものとする。

3 乙は前項の措置完了後、証明書を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(契約不適合責任)

第 18 条 甲は、委託業務完了の日から起算して、1 年以内に限り、引き渡された成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合、乙に対し、その契約不適合の補修を求めることができる。

2 甲は乙に対し、前項の契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。

(沖縄県暴力団排除条例の規定に基づく契約解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、

団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(沖縄県暴力団排除条例の規定に基づく下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(沖縄県暴力団排除条例の規定に基づく不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解約)

第22条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める長期継続契約のため、契約成立の翌年度以降において、この契約に係る沖縄県の歳入歳出予算が成立しなかった場合は、甲はこの契約を解除することができ、この予算不成立による契約解除に伴った違約金については、乙は甲に請求することができない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第23条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を

行うことができる。

(その他)

第 24 条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約に関し、訴訟等の必要が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(契約に関する紛争等の解決)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印して、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙